

○職員の苦情の処理に関する規則

平成17年4月1日人事委員会規則第20号

改正

平成19年3月30日人事委員会規則第14号

平成22年3月31日人事委員会規則第16号

平成28年3月31日人事委員会規則第34号

職員の苦情の処理に関する規則をここに公布する。

職員の苦情の処理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第1項第11号の規定に基づく職員の苦情の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(人事委員会に対する苦情の申出等)

第2条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）を行うことができる。

2 職員は、前項の規定にかかわらず、係属中の法第46条の規定による勤務条件に関する措置の要求又は法第49条の2第1項に規定する審査請求に関する事案に係る問題について、苦情相談を行うことができない。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(事案の処理)

第3条 人事委員会は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し助言等を行うほか、関係当事者に対し指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないとき、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成14年宮崎県人事委員会規則第34号）第10条第1項の規定による受理又は不利益処分についての審査請求に関する規則（平成19年宮崎県人事委員会規則第14号）第6条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。ただし、人事委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(調査)

第4条 人事委員会は、申出人、当該申出人に係る任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

(記録の作成等)

第5条 人事委員会は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成するものとする。

(秘密の保持)

第6条 苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

(任命権者との協力)

第7条 人事委員会は、各任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日人事委員会規則第14号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日人事委員会規則第16号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日人事委員会規則第34号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。